

## 普通貯金

(平成18年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・普通貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年3月と9月の当組合所定の日および解約時に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20% (国税15%、地方税5%) の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。) ・スウィング機能の取扱にあたっては、以下の手数料をいただきます。 (1) 順スウィング (普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替) 1回毎に無料 (2) 逆スウィング (貯蓄貯金から普通貯金への自動的な振替) 1回毎に無料
8. 付加できる特約事項	・個人の場合は総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・キャッシュカードによる取引は、通帳・印鑑が不要です。 ・スウィング機能の取扱ができます。 ・公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取が可能です。 ・個人の場合はマル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	-
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・総合口座は、1人1口座に限定されています。